

会 議 録		令和 5 年 6 月 30 日 作成	令和 9 年 3 月 末 日 廃 棄
会議名	京都府田辺警察署協議会（令和 5 年度第 1 回）		
開催日	令和 5 年 6 月 29 日（木）		
時 間	午後 2 時から午後 3 時 15 分までの間（75 分）		
場 所	京都府田辺警察署 講堂		
出席者	松井委員、吉田委員、山本委員、垣内委員、上辻委員、朝田委員、 花木委員、松田委員 （欠席 古谷委員） 計 8 人		
	署長、副署長、会計課長、警務課長、生活安全課長、地域課長、 刑事課長、交通課長、警備課長、広聴係長 計 10 人		
諮 問 事 項	1 警察署協議会について 2 特殊詐欺対策について		
会 議 内 容	1 委員自己紹介 司会 副署長 2 会長互選 委員の互選で会長は松井委員、副会長は垣内委員が選出された。 3 会長挨拶 4 署長挨拶 5 警察幹部自己紹介 6 協議 司会 副会長 諮問事項説明 警察署協議会の概要と、委員の発言が警察署の運営に反映された事例を 説明、市民目線からの警察に対する要望・意見を募集～警務課長 【委員】 高齢化が進む中、井手町でも特殊詐欺が発生した。土曜日に役場の 職員を名乗る男から電話があり、被害者は役場から土曜日に電話があ ることを怪しいと思ったが、犯人からの「還付金があり、平日電話し ましたが出られなかったので土曜日の今日電話しました。今時間の都 合がよろしければ、このまま携帯電話を持って銀行の A T M の前まで 移動してください。」という言葉信じてしまい、犯人の言うままに 銀行の A T M を操作して被害に遭ったとのことであった。		

会 議
内 容

最近は、携帯電話で通話しながら銀行のA T Mを操作したら、直ぐに銀行の職員が駆けつけるため、犯人は銀行員のいない土曜日を狙ったのだと思うが、銀行員がいなくても、銀行の入口やA T Mの前に特殊詐欺被害防止の注意喚起をするポスターを貼るなどの対策を推進できないか。

【警察】 特殊詐欺被害防止についての広報啓発活動や特殊詐欺の手口に関する情報発信活動については、近年力を入れて推進している。高齢者の皆さんに聞くと、「特殊詐欺の手口を知らない方」や「警察の広報啓発を聞いたことがない方」が半数ぐらいおられるということで、今後も広報啓発活動を継続していかなければならない。

他に、広報啓発のやり方を変えるという観点から、昨日は独居の高齢者の介護等を担当される介護福祉担当者の総会に参加させていただき、特殊詐欺被害防止に関する広報啓発を行うとともに、現在、田辺警察署で推進している、防犯機能付き電話購入補助事業についても広報させたもらった。今後も民生委員の方々との連携など、幅広く、細やかな広報啓発ができるよう努めていきたい。

【委員】 先日、町内の独居高齢者の所へ制服の警察官が訪問してくれたという話を聞いた。その方は独居で話し相手もいない方だったので、自分が独居であることや家族関係など、様々な個人情報を伝えたい。警察官のそのような活動を特殊詐欺の犯人がまねて犯行に及ぶような心配はないのか。

【警察】 それは巡回連絡という活動であり、各交番・駐在所の勤務員それぞれが自分の受持ちの各家庭を訪問して、防犯指導を行ったり要望を聞いたりしている。巡回連絡は基本的に制服を着た警察官が行うものである。私服の刑事が捜査などで訪問することもあるが、その際は必ず警察手帳を提示するのでしっかり確認してもらいたい。

また、戸建ての家庭では対面しての対応になるが、マンションなどではインターホン越しの対応になることがあり、終わった後に「今のは本当に警察官だったのか」と疑問に思い、警察署に確認の電話をされる方もおられる。

特殊詐欺の犯人で制服警察官を偽装して訪問する者はほとんどいない。警察官をかたって訪問するのはほとんどが私服であることから、しっかりと警察手帳を確認してもらいたい。

【委員】 先日、テレビで特殊詐欺の対処法を特集しており、私服警察官を名乗る者が訪問した際、警察手帳をしっかりと確認し、所属とその連絡先も聞くようにと言っていたが、我々一般人が刑事さんの警察手帳をしげしげと見たり所属を聞いたり、警察官であることを疑うような

ことをしても大丈夫なのか。

【警察】 刑事が訪問すれば、面前で所属に確認の電話をしていただいで結構である。できれば玄関を開ける前に、名前と所属、所属の電話番号を聞いていただき、「確認の電話をした後に玄関を開けますね。」と対応すれば犯人であれば逃げていく。中には人相の悪い刑事もいるため、それくらい用心深くしていただいたほうがいい。確認が多いということで怒る警察官はいない。

【委員】 防犯機能付き電話に関して聞きたい。八幡市に住む知人宅に、特殊詐欺の電話があり、警察に相談したところ、留守番電話を活用するよう助言されたと聞いたが効果はあるのか。

【警察】 特殊詐欺被害防止のために一番大切なのは、犯人と会話をしないということである。犯人と会話をするので言葉巧みにだまされてしまう。防犯機能付き電話は、受話器を取る前にアナウンスが流れ、会話を録音されるため、その待たされる時間と会話を録音されることを犯人が嫌がるので効果がある。

留守番電話にしておくと、基本的に犯人と会話をしないため、相手のペースに引き込まれだまされることがない。知人からの電話であれば、相手の要件を電話機が録音してくれるため、折り返し電話すればいいし、要件が録音されていない電話への折り返しの連絡をしなければ被害に遭う危険性は低くなる。古い電話機を使っておられる場合、防犯機能付き電話機への買い替えを勧めるが、現時点で留守番電話機能が付いている電話を使っておられる場合、一つの方法として留守番電話機能の活用を教示している。

【委員】 ここ半年くらい店舗で万引きをする小学生がいる。まだ声掛けができていないが、どのような対応をすればいいのか。成人であれば警察に通報しているが、小学生だと警察に連絡するほうがいいのか判断に悩む。

【警察】 小学生であれば14歳未満の触法少年になるので児童相談所に通告することになる。成人であればお店に被害意思を確認して被害意思があれば事件化するが、触法少年であれば発生した時点で調査を開始する。万引きは今後エスカレートする可能性が高く、早い段階で警察に通報していただき調査することが必要である。万引きをする背景がお菓子が欲しいという単純なものではなく、親に満足な食事を与えられていないなどという児童虐待がある場合もあることから、早期に調査して児童相談所に通告して引き渡すことで、そのお子さんだけでなく家庭環境も見ていくことになるため、是非通報していただきたい。

会 議
内 容

令和5年度の警察署協議会、第2回は9月頃、第3回は12月頃、第4回は来年2月頃に開催を予定している。

以上

第1回京都府田辺警察署協議会の開催状況

